

大阪市指定難病医療費助成に係る指定医の指定事務取扱要領

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき市長が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行う。

第1 指定医の職務

指定医は、指定難病（法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

第2 指定医の区分

指定医は、規則第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、市長が、医師の申請に基づき、当該区分に応じ、指定する。

1 難病指定医

難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とすること。

① 別表の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

ただし、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について」（令和6年6月17日付け健生難発0617第2号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）による改正前の別表1の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱う。

② 臨床調査個人票（新規用及び更新用）の作成のために必要なものとして市長等が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を修得するためのもの）を修了していること。

2 協力難病指定医

協力難病指定医は、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、臨床調査個人票（更新用）の作成のために必要なものとして市長等が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識を修得するためのもの）を修了している者であって、

かつ、更新のための臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められる者とすること。

第3 指定医の指定の申請

1 指定の申請の手続

(1) 指定医の指定の申請を行おうとする医師（本市に主たる勤務地（当該医師が主として指定難病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）のある者に限る。）は、難病指定医として申請する場合は「難病指定医指定申請書兼経歴書（別紙様式第1-1号）」に、協力難病指定医として申請する場合は「協力難病指定医指定申請書兼経歴書（別紙様式第1-2号）」に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出すること。

なお、指定医指定申請書の記載事項である主たる勤務地以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする者の可能な範囲で記載すること。

- ① 医師免許証の写し
 - ② 専門医の資格を証明する書面又は規則第15条第1項第1号口若しくは第2号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面（写しでも可）
 - ③ ①又は②の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し
- (2) 指定医指定申請書に記載された個人情報については、指定医の指定や規則第21条に規定する公表、規則第15条第1項第1号口及び第2号に規定する研修の通知など、指定医制度の運用のためにのみ利用する。

2 指定医の実務経験

(1) 規則第15条第1項に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「実務経験」という。）は、医療機関等において行った患者の診断又は治療（難病に対する診断や治療に限らない。）をいうものであること。

(2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。

- ① 主として患者の診断又は治療に当たっていた期間を対象とするものとし、診断又は治療に全く当たっていない期間を除くこととすること。
- ② 第2の1のとおり、臨床研修の期間を含むこととすること。
- ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療に当たった期間など、患者の診断又は治療に關係する業務等に従事した期間については、これを含むものとすること。

3 指定医の研修

(1) 難病指定医の養成のための研修

第2の1の②に規定する研修については、難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、次の①から⑦までに掲げる事項について行う。

- ① 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ④ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ⑤ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ⑥ 必要な検査の実施や、診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な他の難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑦ 代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。

(2) 協力難病指定医の養成のための研修

第2の2に規定する研修については、協力難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、次の①から⑥までに掲げる事項について行う。

- ① 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ④ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ⑤ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ⑥ 必要な検査の実施や、診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。

第4 指定医の指定

1 指定

(1) 市長は、指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「指定通知書（別紙様式第2号）」を当該指定医に交付する。

- ① 医師氏名
- ② 指定医の種類
- ③ 指定医番号
- ④ 指定有効期間

また次に掲げる事項について公表する。

- ① 医師氏名
- ② 指定医の種類
- ③ 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地
- ④ 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名

(2) 指定医番号は、次のとおり、本市の番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する難病指定医：S、研修を受けた難病指定医：T、協力難病指定医：C）、本市が定める任意の番号7桁とを組み合わせたものとし、指定医が、指定難病の患者の臨床調査個人票を作成する際に、当該指定医番号を当該臨床調査個人票に記載させることにより、当該臨床調査個人票が指定医により作成されていることを確認できるようとする。

6	3							
1桁		7桁						
指定医区分					本市が定める番号			

(3) 指定医の有効期間は、5年を超えない期間とする。

(4) 本市において、指定をした指定医の名簿等を備えて管理することとする。

2 指定の申請の却下

- (1) 市長は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第15条に規定する要件を満たしていない場合には、当該医師を指定しないこととする。
- (2) また、市長は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、第2の1又は2の要件を満たしている場合であっても、不適切な臨床調査個人票を作成したことがあるなど、臨床調査個人票を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、指定医の指定をしないことができる。
- (3) 市長は、規則第20条の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、規則第15条第2項に基づき、指定医の指定をしないことができる。
- (4) 市長は、指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請者に交付する。

3 指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 指定医は、当該指定医が行った申請について、規則第16条第1項第1号又は第3号に規定する事項に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「指定変更届出書（別紙様式第3号）」に指定通知書を添えて、当該指定医の指定をした市長に届け出ること。
- 市長は、氏名及び区分記号に関する「指定変更届出書」の提出を受けた場合は、当該届け出をした指定医に対し、変更後の指定通知書を交付する。
- (2) 市長は、変更の届出があり、当該指定医に関して上記第4の1の(1)に基づき既に公表した事項に変更が生じた場合には、その旨を公表する。
- (3) 指定医は、主として指定難病の診断を行う医療機関を、本市以外の都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」とする。）に所在する医療機関に変更したとき又は変更しようとするときは、改めて、変更後の当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市の市長に対して、新規の申請を行うこと。併せて、市長に対して、当該医療機関の変更があった旨を届け出ることで市長は、規則第20条第4項に基づき、当該指定医の指定を取り消すこととする。

また、市長は、本市に所在する医療機関に主たる勤務地を変更した指定医に関して、上記第4の1の(1)に基づき既に公表した事項であって、医療機関に関するものについて変更が生じた場合は、その旨を公表することとする。

第5 指定医の指定の更新

- (1) 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、難病指定医又は協力難病指定医の区分に応じ市長等が行う研修を受けなければならない。ただし、当該5年を超えない日までに実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存すると市長が認めたときは、この限りでないこととする。
- (2) 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医の指定の更新は、以下のとおりとする。
- ① 5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
- ② 指定の更新のために行う研修については、実務としての指定難病の患者の診断経験等も踏まえたものとし、3(1)難病指定医の養成のための研修の内容に加え、下記ア及びイの視点を盛り込んだ内容とする。
- ア 難病の医療費助成などの制度について、指定の更新のために行う研修までの間に見直しや改正がなされた点について、理解できる内容とする。
- イ 難病及び小児慢性特定疾病に係る小児期から成人期への移行期医療に関する内容

も含め、各都道府県等における難病の医療提供体制について理解し、その中で各医療機関が持つ役割を理解することができる内容とする。

- (3) 専門医の資格を有する難病指定医の指定の更新については以下のとおりとする。
 - ① 5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
 - ② 当該難病指定医は、指定の更新を行う際に、専門医の資格を有していることが必要であること。
 - ③ 当該難病指定医が、専門医の資格の更新をしなかった等の理由により当該専門医の資格を失った場合には、その旨を市長に届け出ること。
 - ④ 更新を行う必要がある年より以前に、難病指定医の資格の更新を行うことも可能とすること。
- (4) 指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「指定医指定更新申請書（別紙様式第4号）」により、更新の申請を行うこと。
- (5) 市長は、申請者より「指定医更新申請書」の提出があった場合には、第4の1及び2に準じて、「指定通知書（更新）（別紙様式第5号）」又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付することとする。

第6 指定の取消し等

- (1) 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、市長は、その指定を取り消さなければならない。
- (2) 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、市長は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。
- (3) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定通知書を市長に返納するものとする。

第7 指定後における事務取扱い

- (1) 指定医は自らの責任のもと指定通知書を管理することとし、指定通知書の有効期間についても十分注意すること。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、指定医であるものとして行った診断書の作成等の行為は取り消し得るものとなる。
- (2) 指定医は、指定医の辞退をするときは、市長に、「指定医辞退届（別紙様式第6号）」により届け出ること。また、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が市長に届け出ることとする。
- (3) (2)により、辞退又は死亡の届出があったときは、市長は、その旨を公表することとする。
- (4) 指定医は、指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定通

知書を添付)を市長に届け出るものとし、指定通知書の再発行を希望する指定医は、市長に「指定医指定通知書再交付申請書(別紙様式第7号)」によりその旨を届け出ること。

附則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成30年11月20日から適用する。

附則 この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和5年6月1日から適用する。

附則 この要領は、令和6年6月1日から適用する。

附則 この要領は、令和6年6月17日から適用する。

令和 年 月 日

大阪市長 あて

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、同法施行規則第15条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 ふりがな 氏名			電話番号			
連絡先	〒 -					
生年月日 昭和 平成 令和	年 月 日					
医籍登録 番号	第	号	医籍登録 年月日	昭和 平成 令和	年	月 日
申請区分	難病指定医					
主として指定 難病の診断を 行う医療機関	名称					
	所在地					
	電話番号					
	担当する 診療科名					
病院等で 診断又は治療に 従事した期間	従事した期間		従事した主たる病院等の名称			
	～					
	～					
	～					
	～					
<p>※難病指定医の申請を行う場合は、5年以上の実務経験があることが必須です。 実務経験には医師法第16条の2に規定される臨床研修期間も含みます。 5年以上の実務経験があることがわかれれば全ての経歴をご記載いただく必要はありません。 実務経験が5年未満の方は、難病指定医の指定を受けることができません。</p>						
1又 は 2の い ず れ か を 記 載	専門医資格 で申請する 場合	専門医の名称	専門医の 認定機関		令和 年 月 日	
		有効期間				
2	指定医研修 で申請する 場合	研修名称	研修修了 年月日			
難病指定医の指定を受けるためには、1又は2のいずれかに該当することが必須です						

【添付書類】

- 1 医師免許証の写し
- 2 上記1に該当する場合、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格を証明する書類（写し）
- 3 上記2に該当する場合、市長等が行う難病指定医の養成のための研修を修了したことを証明する書類の（写し）

指定難病患者データベース利用 指定医 ID・パスワードについて

指定医 ID・パスワードの新規利用を希望する方は大阪市行政オンラインシステムより申請してください。

（新規申請には医療機関ユーザデータファイルの添付が必要となります）

※以前に他自治体でIDを登録している方は、先に他自治体へID削除依頼を行ってください。

なお、指定医指定申請及び指定医 ID・パスワード発行申請は大阪市行政オンラインシステムでの電子申請が可能です。

2つの申請が同一フォームから可能となり、手続きが簡素化されていますのでぜひご活用ください。

また、指定医の申請を郵送手続きにて行う方のうち、指定医 ID・パスワードの発行も希望される方につきましては、別途、指定医 ID・パスワード発行の申請ページ（個人向けフォーム）がございますので、そちらから申請をお願いします。

※制度の概要は本市ホームページからご確認いただけます。

令和 年 月 日

大阪市長 あて

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、同法施行規則第15条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 ふりがな 氏名			電話番号			
連絡先	〒 -					
生年月日	昭和 年 月 日 平成 令和					
医籍登録 番号	第	号	医籍登録 年月日	昭和 平成 令和	年	月 日
申請区分	協力難病指定医					
主として指定 難病の診断を行 う医療機関	名称					
	所在地					
	電話番号					
	担当する 診療科名					
病院等で 診断又は治療に 従事した期間	従事した期間		従事した主たる病院等の名称			
	～					
	～					
	～					
	～					
指定医研修	研修了年月日			令和 年 月 日		
	(※大阪市では、厚生労働省の「難病指定医向けオンライン研修サービス」を活用して実施しています。研修了後には、研修了証をダウンロードすることができます。)					

【添付書類】

- 1 医師免許証の写し
- 2 市長等が行う難病指定医の養成のための研修を修了したことを証明する書類（写し）

【指定難病患者データベース利用 指定医 ID・パスワードについて】

指定医 ID・パスワードの新規利用を希望する方は大阪市行政オンラインシステムより申請してください。

（新規申請には医療機関ユーザデータファイルの添付が必要となります）

※以前に他自治体で ID を登録している方は、先に他自治体へ ID 削除依頼を行ってください。

なお、指定医指定申請及び指定医 ID・パスワード発行申請は大阪市行政オンラインシステムでの電子申請が可能です。

2つの申請が同一フォームから可能となり、手続きが簡素化されていますのでぜひご活用ください。

また、指定医の申請を郵送手続きにて行う方のうち、指定医 ID・パスワードの発行も希望される方につきましては、別途、指定医 ID・パスワード発行の申請ページ（個人向けフォーム）がございますので、そちらから申請をお願いします。

※制度の概要は本市ホームページからご確認いただけます。

様式第2号

令和 年 月 日

指 定 通 知 書

様

大阪市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師として、下記のとおり指定しますので通知します。

指定医氏名	
指定医の種類	
指定医番号	
指定有効期間	

(備考)

- ・指定医は、指定から5年ごとに更新申請が必要になります。
- ・大阪市外への転出や退職などの事由が生じた場合には、下記連絡先にご連絡ください。

【連絡先】 〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000

あべのメディックス10階

健康局大阪市保健所管理課保健事業グループ

電話：(06) 6647-0923

指 定 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、下記のとおり申請事項の変更があつたため届け出ます。

変更年月日		令和 年 月 日						
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	<input type="checkbox"/> 指定医氏名							
	<input type="checkbox"/> 連絡先	〒 (電話番号)						
	<input type="checkbox"/> 医籍登録番号							
	<input type="checkbox"/> 医籍登録年月日	昭和 年 月 日 平成 令和						
	<input type="checkbox"/> 指定医の区分記号	S: 難病指定医(専門医) T: 難病指定医(研修受講) C: 協力難病指定医						
	主として指定難病の診断を行う医療機関	医療機関名						
		所在 地	〒 [大阪市外の場合] 所在地の都道府県又は指定都市への申請状況 → <input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 今後申請予定					
電話番号								
担当する診療科								

(備考)

- 変更のない事項については記載不要です。
- 「指定医氏名」に変更がある場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類を添付してください。
- 「医籍登録番号」及び「医籍登録年月日」に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付してください。
- 「指定医の区分記号」を変更される場合は、該当する区分に○をして、専門医証の写しや指定医研修修了証の写し等、区分変更を証明する書類を添付してください。
- なお、協力難病指定医から難病指定医に変更される場合は、本届出書ではなく、難病指定医指定申請書兼経歴書（様式第1-1号）及び指定医辞退届（様式第6号）の提出が必要です。
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」が大阪市外に所在する医療機関に変更となった場合は、大阪市への変更手続きに併せて、変更後の医療機関の所在地がある都道府県又は指定都市に対して、改めて新規の申請手続きが必要です。
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」など指定通知書に記載のない項目の変更の場合、新しい指定通知書は発行されません。「主として指定難病の診断を行う医療機関」の変更については、本市ホームページでの公表のみとなりますので、お持ちの指定通知書は大切に保管してください。

【指定難病患者データベース利用 指定医ID・パスワードについて】

指定医ID	<input type="checkbox"/> 登録あり	・登録がある方は指定医ID変更届としても受理し、指定医IDアカウントの変更処理は大阪市が行います。 ・変更内容が勤務先の変更であり、かつ市外（転出）の場合は大阪市が指定医IDアカウントの削除処理を行います。
	<input type="checkbox"/> 削除依頼	指定医は続けるが、指定医IDの登録を取り止めたい場合はこちらにチェックしてください。 指定医ID削除届として扱い、指定医IDアカウントの削除処理を大阪市が行います。
	上記どちらかにチェックがある場合、記入が必要です ⇒ 【 医籍登録番号 _____ 】	
	指定医ID・パスワードの新規利用を希望する方は大阪市行政オンラインシステムより申請してください。 (新規申請には医療機関ユーザデータファイルの添付が必要となります) ※以前に他自治体でIDを登録している方は、先に他自治体へID削除依頼を行ってください。	
	なお、指定医指定申請及び指定医ID・パスワード発行申請は大阪市行政オンラインシステムでの電子申請が可能です。 2つの申請が同一フォームから可能となり、手続きが簡素化されていますのでぜひご活用ください。 また、指定医の申請を郵送手続きにて行う方のうち、指定医ID・パスワードの発行も希望される方につきましては、別途、指定医ID・パスワード発行の申請ページ（個人向けフォーム）がございますので、そちらから申請してください。 ※制度の概要は本市ホームページからご確認いただけます。	
	登録なし	

指定医指定更新申請書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について更新したいので、下記のとおり申請します。

申請区分			難病指定医 (新規及び更新の支給認定の為の 診断書の双方の作成が可能)			協力難病指定医 (更新の支給認定の為の 診断書の作成が可能)					
い ず れ 又 か は を (記 の 載)	①	専門医の 資格の名称				専門医の 認定機関					
		専門医の 有効期間	平成 令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	②	研修の 名称				研修修了 年月日	令和	年	月	日	
変 更 の あ る 事 項 に チ エ ツ ク し、 変 更 後 の 内 容 を 記 載)	<input type="checkbox"/>	指定医氏名	※氏名変更の場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類も提出ください								
	<input type="checkbox"/>	連絡先	〒 (電話番号)								
	<input type="checkbox"/>	医籍 登録番号	第 号								
	<input type="checkbox"/>	医籍 登録年月日	昭和 平成 令和 年 月 日								
	<input type="checkbox"/>	主たる勤務先の 医療機関	医療機関名								
			所在地	〒							
電話番号											
担当する 診療科											

【添付書類】いずれか該当するもの

難病指定医	専門医に認定されていることを証明する書類（写し可）もしくは、市長等が行う難病指定医の養成のための研修を修了したことを証明する書類（写し）
協力難病 指定医	市長等が行う難病指定医の養成のための研修を修了したことを証明する書類（写し）

【指定難病患者データベース利用 指定医ID・パスワードについて】

指定 医 ID あ り	継続利用… <input type="checkbox"/> 希望しない	医籍登録番号
	チェックがある場合は削除届としてIDの削除を行いますのでご注意ください。	
	チェックがない場合は継続利用を行う意思があるとして自動的に更新を行います。	
	また、上部指定医更新申請において変更事項がある場合、大阪市にてIDアカウント情報の変更処理を行います。	
指定 医 ID な し	指定医ID・パスワードの新規利用を希望する方は大阪市行政オンラインシステムより申請してください。 (新規申請には医療機関ユーザデータファイルの添付が必要となります) ※以前に他自治体でIDを登録している方は、先に他自治体へID削除依頼を行ってください。 なお、指定医登録申請及び指定医ID・パスワード発行申請は大阪市行政オンラインシステムでの電子申請が可能です。 2つの申請が同一フォームから可能となり、手続きが簡素化されていますのでぜひご活用ください。 また、指定医の申請を郵送手続きにて行う方のうち、指定医ID・パスワードの発行も希望される方につきましては、 別途、指定医ID・パスワード発行の申請ページ（個人向けフォーム）がございますので、そちらから申請をお願いします。 ※制度の概要是本市ホームページからご確認いただけます。	

様式第5号

令和 年 月 日

指 定 通 知 書 (更 新)

様

大阪市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師として、下記のとおり指定を更新しますので通知します。

指定医氏名	
指定医の種類	
指定医番号	
指定有効期間	

(備考)

- ・指定医は、指定から5年ごとに更新申請が必要になります。
- ・大阪市外への転出や退職などの事由が生じた場合には、下記連絡先にご連絡ください。

【連絡先】 ☎545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000

あべのメディックス10階

健康局大阪市保健所管理課保健事業グループ

電話：(06) 6647-0923

指 定 医 辞 退 届

令和 年 月 日

大阪市長 あて

指定医番号

申請者氏名
※1

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、下記のとおり指定を辞退します。

指定医氏名			
連絡先	<p>〒 (電話番号)</p>		
主として指定難病の診断を行なう医療機関	医療機関名		
	所在 地	〒	
	電話番号		
	担当する 診療科		
辞退年月日	令和 年 月 日		
辞退理由 (該当するものに○)	1 主たる勤務先が大阪市外となる為 (転出先では難病の指定医申請は行わない※2) 2 指定医死亡の為 3 その他 ()		

※1 申請者は指定医本人です。ただし指定医本人が死亡の場合のみ申請者は、診療に従事していた医療機関の管理者又は指定医の親族となります。

※2 転出先の勤務先においても、引き続き難病指定医又は協力難病指定医の資格を取得予定の場合は、指定変更届出書(様式第3号)を提出して下さい。

また、変更後の医療機関の所在地がある都道府県又は指定都市に対して、改めて新規の申請手続きが必要です。

【指定難病患者データベース利用 指定医ID・パスワードについて】

指定医ID	<input type="checkbox"/>	登録あり	ID削除届の別途申請は不要です 現在登録されている指定医IDは 大阪市にて削除処理を行います
	【 医籍登録番号・・・ 】		
	登録なし		

様式第7号

指定医指定通知書再交付申請書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

医師氏名

指定医指定通知書の再交付について、下記のとおり届け出ます。

指定医氏名	
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
指定医番号	
指定通知書 送付先住所	〒 -
連絡先電話番号	
再交付理由 (例:紛失のため)	

(備考)

- 届出事項に変更のある場合は、同時に指定変更届出書（様式第3号）もご提出ください。
- 再交付する指定通知書は上記指定通知書送付先住所に郵送します。

【厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格】

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本専門医機構	内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医		小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医		皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医		精神科専門医
日本外科学会	外科専門医		外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医		整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医		産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医		眼科専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医		耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医		泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医		脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医		放射線科専門医
日本麻醉科学会	麻酔科専門医		麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医		病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医		臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医		救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医		形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医		リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医		総合診療専門医
日本循環器学会	循環器専門医		
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		
日本血液学会	血液専門医		
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医		
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		
日本腎臓学会	腎臓専門医		
日本肝臓学会	肝臓専門医		
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		
日本感染症学会	感染症専門医		
日本老年医学会	老年科専門医		
日本神経学会	神経内科専門医		
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		
日本呼吸器外科学会			
日本胸部外科学会			
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医		
日本血管外科学会			
日本小児外科学会	小児外科専門医		
日本リウマチ学会	リウマチ専門医		
日本小児循環器学会	小児循環器専門医		
日本小児神経学会	小児神経専門医		
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医 母体・胎児専門医		
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		
日本生殖医学会	生殖医療専門医		
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医		
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医		
日本医学放射線学会	放射線診断専門医		
日本医学放射線学会			
日本手外科学会	手外科専門医		
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医		
日本脊椎脊髄病学会			
日本集中治療医学会	集中治療専門医		
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医		